

令和 8 年度備中管内周遊バス旅行助成事業

助成金交付要綱

令和 8 年 5 月 2 5 日 制定
公益社団法人 岡山県観光連盟

(総則)

第 1 条 令和 8 年度備中管内周遊バス旅行助成事業（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「貸切バス旅行」とは、貸切バスを利用した 15 名以上の団体旅行をいう。

2 この要綱において、「備中県民局管内」（以下、「管内」という。）とは、岡山県備中県民局が所管する区域の倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町及び矢掛町をいう。

3 この要綱において、「旅行業者」とは、旅行業法及び同法施行規則の規定による第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業の登録を受けている国内の旅行業者をいう。

4 この要綱において、「事務局」とは公益社団法人岡山県観光連盟をいう。

(交付の目的)

第 3 条 岡山県備中県民局管内を訪れる貸切バス旅行による観光旅行を促進し、備中地域の魅力を発信するとともに、観光需要の喚起と周遊観光の振興を図ることを目的とする。

(助成金額)

第 4 条 助成金は、旅行業者に対して貸切バスを利用し、構成員が 15 名以上で管内に 1 泊以上宿泊する募集型企画旅行を催行した実績に基づき、予算の範囲内において次の通り交付する。

助成金額と要件

バス 1 台あたり 5 万円 ※備中県民局管内に宿泊する場合に限る。

基本要件

助成対象とする旅行の要件は、次のとおりとする。

備中県民局管内で 1 カ所以上の有料観光施設又は食事施設の利用を含むこと

※加算要件

《期間加算》

- ・ 備中県民局が指定する期間①又は②に発着するツアーについては、バス 1 台につき 2 万円を加算する。

〈指定加算期間〉

- ①令和 8 年 6 月 1 日(月)出発から令和 8 年 7 月 17 日(金)到着まで
- ②令和 9 年 1 月 12 日(火)出発から令和 9 年 2 月 28 日(日)到着まで

《体験加算》

- ・ 備中県民局が指定する体験アクティビティを組み込んだツアーについては、バス 1 台につき 2 万円を加算する。

加算の対象となる体験・アクティビティについては別表をご確認ください。

- ただし、基本助成額及び加算額合計が実績額（貸切バス代金）を超える場合は実績額（貸切バス代金）を上限とし助成額とする

※助成金額上限について

1 営業所あたり 7 0 万円

《別表》体験加算について

※下記アクティビティの中から、有料観光施設入場を 2 つ以上選択した場合は、うち 1 つを「有料観光施設利用」としても良い。

※各施設の休館日・休業日は事前にご確認の上、ツアー設定してください。

(令和 8 年 4 月 1 日時点)

市町村名	体験アクティビティ
倉敷市	○希莉光（きりこ）ちょうちんづくり体験 倉敷光作所
	○倉敷の伝統産業を使ったオリジナル商品づくり [児島地区]
	デニム・倉敷真田紐・畳縁 等
	○ワイナリー団体向け見学ツアー [ふなおワイナリー]
	○プラネタリウム鑑賞 [くらしき科学センター]
	○くらしき川船流し [倉敷観光コンベンションビューロー]
	○大原本邸 庭園での抹茶体験 [語らい座大原本邸]
○石臼で抹茶を引き立てて味わう抹茶体験 [茶寮ちゃテラス]	

	○瀬戸大橋周遊観光船、瀬戸大橋クルージング、 瀬戸大橋の夕景とライトアップ・工場夜景クルージング [瀬戸大橋観光船協会]
笠岡市	○島諸部でのアウトドアアクティビティ [笠岡諸島] SUP・カヤック・トレッキング 等 ○カブトガニ博物館見学 [市立カブトガニ博物館]
井原市	○星空観測(昼間及び雨天時は 4D2U 上映) [美星天文台] ○中世夢が原入園 [中世夢が原] ○那須与一ゆかりの地での弓道体験 [井原運動公園与一記念弓道場] ○デニム加工体験 [井原デニムストアほか]
総社市	○吉備路ボランティア観光ガイド協会によるガイド付きスポットめぐり [備中国分寺] [井山宝福寺] [鬼ノ城] ○柿狩り [観光柿園] ○ニジマス・ヤマメ釣り [釣り堀穂里山]
高梁市	○備中松山城入城 [備中松山城] ○旧吹屋小学校入館 [旧吹屋小学校] ○吹屋ふるさと村周遊券でのベンガラの町並み散策 [吹屋ふるさと村] ○べんがら染め体験 [吹屋案内所 下町ふらっと] ○成羽愛宕大花火観覧(R8.11.7実施) [成羽川河川敷]
新見市	○満奇洞入洞 [満奇洞] ○井倉洞入洞 [井倉洞] ○土下座まつり観覧(R8.10.15実施) [船川八幡宮及び御殿町] ○オリジナルはがき作り紙すき体験 [夢すき公園]
浅口市	○プラネタリウム鑑賞 [岡山天文博物館] ○手延製麺工場直売所立ち寄り(お土産付き) [麵蔵人] ○手延べ麺づくり体験 [かも川手延素麵]
早島町	○早島町観光ボランティアの会によるガイド付きまち歩き [不老のみち] ○花ござ手織り体験 [花ござ手織り伝承館]
里庄町	○木工体験 [アカセ木工] ○手延製麺工場直売所立ち寄り(お土産付き) [岡山手延素麵直売所]
矢掛町	○矢掛町観光ガイド付きまち歩き [矢掛宿] ○矢掛の宿場まつり大名行列観覧(R8.11.14実施) [矢掛宿] ○はなしの里防災体験キャンプ [桃源郷はなしの里]

	○ピザづくり体験 [桃源郷はなしの里・水車の里フルーツピア] ○いちご狩り（3～5月）、ぶどう狩り（9～10月）、梨狩り（9月中旬）、 芋掘り（10～11月） [水車の里フルーツピア] ○坐禅体験と天井絵の鑑賞 [吉祥寺] ○坐禅体験と庭園の鑑賞 [大通寺]
管内全域	○星空ガイド付き星空観賞 [管内各所] ○ガイド付き星空撮影 [管内各所] ○天文関連施設見学 [管内各所] ○酒蔵見学 [管内各所]

（対象期間）

第5条 対象期間は、貸切バス旅行の実施期間が下記の期間内のものとする。

対象期間
令和8年5月28日（木）以降に出発し、令和9年2月28日（日）までに帰着するもの

（交付申請）

第6条 旅行業者は、助成金の交付を受けようとするときは、事務局が定める日までに、専用フォームにより申請し、受付番号を取得しなければならない。

2 旅行業者は、前項に規定する交付申請を行うに当たっては、専用フォーム入力後に、申請書（様式1）と行程が記載されたものを7日以内に提出しなければならない。

（受付完了通知）

第7条 事務局は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、申請受付完了を通知するものとする。

（申請内容の変更及び取下げ）

第8条 旅行業者が、前条の受付完了通知した申請について、変更または取下げ（中止）が発生した場合は、旅行出発日の7日前までに専用フォームにより事務局へ連絡しなければならない。

2 前項の変更において、団体または行程内容が変更になる場合は、再度交付申請を行うものとする。

（状況の報告）

第9条 事務局は、必要に応じ、貸切バス旅行の催行状況等について旅行業者に報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告の求めがあったときは、旅行業者はこれに応じなければならない。

(実績報告)

第10条 旅行業者は、対象の貸切バス旅行が完了したときは、帰着日から14日以内に実績報告書(様式2)を事務局に提出しなければならない。

2 旅行業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、事務局が指定する関係書類を添えて報告しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第11条 事務局は、前条第1項に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金額を旅行業者に通知し、助成金を交付するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成金は精算払により交付するものとし、交付金額確定後、速やかに請求書を事務局に提出しなければならない。

(交付の取り消し及び助成金の返還)

第13条 事務局は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、または既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書等提出書類に虚偽があったとき。
- (2) 事務局の承認を受けることなく貸切バス旅行の内容を変更したとき。
- (3) その他助成金を交付することが適当でないとする事由があったとき。

(事業の終了)

第14条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他必要な事項)

第15条 この交付要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。